旧統一教会及び関連団体による被害者救済に関する決議

安倍晋三元首相の銃撃事件後、岸田文雄首相は旧統一教会(現在の世界平和統一家庭連合)に関する問題に対し、いわゆる霊感商法による消費者被害に関する相談、被害者への救済に、関係省庁が連携して取り組むよう指示した。

旧統一教会は、その信者が、宗教団体であることや教義を隠して信者を勧誘し、多額の献金を強要したり、虚偽の説明や威迫的言動で印鑑や壺などを高額で売りつけたりするなどの活動を行い、信者が逮捕され、団体に対し献金の返金などを命じる判決がされるなどの事案を多数発生させている。全国霊感商法対策弁護士連絡会によると、2010年以降の被害相談額は約138億円にも上ると報告されている。

政府は、被害者救済へ向けての取組を進め、令和4年12月10日、旧統一教会の問題を受けた被害者救済を図るための新たな法律が、参議院本会議で賛成多数で可決・成立した。

新たな法律の成立を前進だと受け止める一方、元信者ら被害者からは「救済のハードルが高い」こと、禁止行為の範囲が限られることによる「抜け道」など、一部には実効性に懸念が残るとの声が上がっている。

よって、いわき市議会は旧統一教会の問題を受けた被害者救済を図るための新たな法律が成立した今、改めて、国等において、法律の実効性を検証することや残された問題について議論をさらに進め、旧統一教会の問題を受けた被害者を一人でも多く救済するための取組を加速させることを強く要望する。

以上、決議する。

令和 4 年12月15日

いわき市議会議長 大 峯 英 之